

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業について

【令和3年1月以降の実施事業】

(1) 事業継続相談事業（新規事業）

①窓口相談員設置事業

事業者からの多様な相談（今後の事業展開、業種転換、商品開発、労務管理、融資返済、3密対策等）に対応する一元的な相談窓口を設け、事業者の課題を整理し、ニーズに応じた専門家とマッチングするため窓口相談員を経済対策室に1人設置

②各種専門家派遣事業

中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、税理士等の士業専門家ネットワークを活用し、事業者訪問や窓口相談での相談内容をもとに、事業者のニーズに応じた専門家を派遣

③事業者訪問事業

飯塚市及び飯塚商工会議所・飯塚市商工会の経営指導員がコロナ対策融資を受けた市内中小企業者を訪問し、事業者が直面している課題を把握。その課題に応じた専門家を派遣

(2) IT導入等応援補助事業（継続事業 予算拡充）

市内事業者が、新型コロナウイルス感染症対策として、Webサイトの構築やネット販売システムの導入、キャッシュレス決済システムの導入、店舗改装等により、国及び福岡県の補助事業を活用し売上増加を図り事業継続に取り組む事業者を支援

(3) 事業継続応援貸付事業（継続事業 受付期間延長）

市内事業者（法人、個人事業主）に対し、事業の継続と雇用の維持を応援するため、実質無利子・無担保・無保証料の市独自の融資制度

○受付期間：令和2年6月1日から令和3年3月15日まで

※保証協会令和3年3月31日受付分まで

○償還期間：10年以内（据置5年以内）

○融資限度額：法人 300万円 個人事業主 150万円

○融資利率等：利率 0.5% 保証料率 0.8%以内 無担保

法人 当初5年間は利子・保証料を市が全額補填

個人 償還期間内（最大10年）は利子・保証料を市が全額補填